

2021年11月15日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿



四病院団体協議会
一般社団法人日本病院会

会長 相澤 孝夫

公益社団法人全日本病院協会

会長 猪口 雄二

一般社団法人日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學

病院に勤務する看護補助者（介護職）の処遇改善について（要望）

11月8日に取りまとめられた「新しい資本主義の実現会議」の緊急提言において、分配戦略の一つとして、公的部門における分配機能の強化が掲げられ、新型コロナウイルス感染症対応の最前線にいる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やすために、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の抜本的見直しを行うとされています。

病院においては、看護職からの指示の下、食事、清拭、排せつ、入浴、移動等の療養生活上の世話などについて、看護補助者（介護職）がその役割の多くを担っております。これらは、介護保険施設において介護職員が行う業務と変わりのない業務でありながら、現状では、介護職への処遇改善は介護報酬により行われており、病院で働いている看護補助者（介護職）に対する処遇改善に係る仕組みはありません。

病院が地域医療を提供していく上で、看護補助者（介護職）は必要不可欠な職種です。しかしながら、現状では多くの病院が、看護補助者（介護職）の確保に大変苦慮しております。医療現場の看護補助者（介護職）の給与が上がる仕組みを構築していくためにも、介護保険施設の介護職と同様の交付金、もしくは診療報酬により看護補助者の処遇を改善する対応が不可欠です。

つきましては、公的価格の抜本的見直しにおいて、病院に勤務する看護補助者（介護職）の処遇改善についても対応されることを強く要望いたします。